

社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団個人情報保護規程

(平成11年4月1日規程第18号)

(令和5年4月1日全部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定に基づき、社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に定めるところによる。

(必要な措置等)

第3条 理事長は、個人情報の取得、保管及び利用(以下「保管等」という。)をするに当たり、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、事業団の職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 事業団の職員は、その職責に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一般的制限)

第4条 理事長は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の範囲内で、必要かつ最小限のものとしなければならない。

(取得の制限)

第5条 理事長は、個人情報を取得する場合は、利用の目的を明らかにして、適正な手段により取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 理事長は、法及びガイドラインに規定する個人情報を前条に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 理事長は、法及びガイドラインに規定する個人情報を前条に規定する利用の目的の範囲を超えて事業団以外のものに提供(以下「第三者提供」という。)をしてはならない。

3 理事長は、法及びガイドラインに規定する個人情報を違法、不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。

4 理事長は、本条第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用又は第三者提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令に特別の定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

（適正管理）

第7条 理事長は、個人情報の保管等をするときは、個人情報の管理責任者を定め、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新のものとする。

(2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 個人情報の漏えいを防止すること。

(4) その他、法及びガイドラインに規定する組織的、物理的、技術的安全管理措置

2 理事長は、不必要となった個人情報については、速やかに廃棄又は消去をしなければならない。

（開示の請求等）

第8条 理事長は、事業団が保管等をする自己に係る個人データ（法及びガイドラインにおける保有個人データをいう。以下同じ。）の開示を請求する者に対して、個人データを開示しなければならない。

2 個人情報の保護に係る法令の規定に基づき、代理人は本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する個人データについては、開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 法令に違反することとなるもの

4 理事長は、個人データが前項に該当する部分とその他の部分とからなる場合に

において、これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、前項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

（訂正等の請求）

第9条 理事長が保管等をする自己に係る個人データが事実でないと認める者は、理事長に対して、その訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の請求について準用する。

（利用の停止等の請求）

第10条 理事長が第4条の規定による制限を超えて自己に係る個人データを保管し、第5条の規定によらないで自己に係る個人情報を取得し、第7条第2項の規定にかかわらず不必要となった自己に係る個人データの廃棄をしていない場合、その他法及びガイドラインに定める事由があると認める者は、理事長に対して、その利用の停止又は消去（以下「利用の停止等」という。）を請求することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止等の請求について準用する。

（請求手続）

第11条 第8条第1項の規定による個人データの開示、第9条第1項の規定による個人データの訂正等、第10条第1項の規定による個人情報の利用の停止等を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、理事長に対して、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出するものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正等又は利用の停止等の内容
- (4) 請求の内容の区分

2 前項の請求は、代理権を有することを証する書類を添付して代理人が行うことができる。

（請求に対する決定等）

第12条 理事長は、第11条第1項の請求があったときは、速やかに（相当の理由がある場合にあっては、当該請求があった日から起算して30日以内に）当該請求を認

めるかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第11条の請求書に不備がありその請求者に対し補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を延長することができる。この場合において、理事長は、速やかに延長の理由及び決定をすることができる時期を請求者に通知しなければならない。

3 理事長は、開示決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に対して、通知しなければならない。

4 理事長は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定（第8条第4項の規定により個人データの一部を開示しないこととする決定を含む。）をした場合は、その理由も通知しなければならない。この場合において、開示をしないことと決定した個人データが、期間の経過により第8条第3項各号に掲げる個人データに該当しなくなることが明らかであるときは、その期日を通知しなければならない。

（開示等の実施）

第13条 理事長は、前条第1項の規定により個人データの開示をする旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対して、当該個人データの開示をしなければならない。

2 直ちに個人データを開示する場合を除き、個人データの開示は、理事長が前条第3項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。

3 個人データの開示は、閲覧、視聴、書面の交付（写しの交付を含む。以下同じ。）又は電磁的記録の提供による方法のうち、請求者が指定した方法により行う。

ただし、理事長は、当該個人データが汚損され、破損されるおそれがあると認めるとき又は開示に多額の費用を要するときその他合理的な理由があるときは、書面の交付により行うものとする。

4 理事長は、前条第1項の規定により訂正等又は利用の停止等の決定をしたときは、速やかに当該個人データの訂正等又は利用停止等の措置を実施しなければならない。この場合において、理事長は、その旨を本人及び当該個人データの目的外利用等をしようとしたもの又は現にしているものに対して、通知するとともに、

必要な措置を講じなければならない。

- 5 理事長は、個人データの閲覧又は視聴をする者が当該個人データを汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴を中止することができる。

（手数料等）

第14条 前条の規定による個人データの開示、訂正等又は利用の停止等に要する手数料は、無料とする。

- 2 個人データの開示において、個人データの写しの交付又は電子媒体による電磁的記録の提供を行う場合の当該写し又は電子媒体の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

- 3 前項の費用は、実費を勘案して理事長が別に定める。

（救済手続）

第15条 請求者は、第12条第1項の決定について不服があるときは、理事長に対して、書面によりその申出をするものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による不服の申出を受けたときは、速やかに理事会に協議し、その意見を聴いて、当該不服の申出についての決定をしなければならない。

（業務の委託）

第16条 理事長は、個人情報処理する業務を外部に委託するときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者の責務）

第17条 受託者は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について理事長と同様の義務を負うものとする。

- 2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その業務の委託が終了した後も、同様とする。

（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。